

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月14日

【四半期会計期間】 第21期第1四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

【会社名】 BEENOS株式会社

【英訳名】 BEENOS Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 グループCEO 直井 聖太

【本店の所在の場所】 東京都品川区北品川四丁目7番35号

【電話番号】 03（5739）3350（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 松田 久典

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区北品川四丁目7番35号

【電話番号】 03（5739）3350（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 松田 久典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期 連結累計期間	第21期 第1四半期 連結累計期間	第20期
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2018年10月1日 至 2019年9月30日
売上高 (千円)	5,309,337	8,129,205	25,276,757
経常利益又は経常損失() (千円)	288,634	2,367,991	1,713,827
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	200,621	1,594,594	1,077,042
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	424,422	1,641,002	815,871
純資産額 (千円)	9,077,750	11,598,790	10,171,470
総資産額 (千円)	16,142,265	19,769,947	18,811,286
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	16.46	133.60	89.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	47.0	50.4	45.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第20期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第21期第1四半期連結累計期間および第20期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

インキュベーション事業において、BEENOS Travel株式会社を新たに設立したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

この結果2019年12月31日現在、当社グループは、BEENOS株式会社(当社)、連結子会社15社及び関連会社3社で構成されております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループは、テクノロジーとインターネットをベースにグローバル領域において新しい市場を創造するために、コアバリューであるEコマース事業の「ノウハウ・データ」とインキュベーション事業の「グローバル投資ネットワーク」を掛け合わせ、日本と世界を繋ぐプラットフォームを生み出し続ける「グローバルプラットフォーマー」を目指しております。

今期は当社グループ全体で既存事業の進化と新規事業の創造に積極的に取り組んでおり、従来の「クロスボーダー」「バリューサイクル」「リテール・ライセンス（エンターテインメント）」に、新たに「インバウンド」を加えた4つの事業ドメインにおいて「日本の商品・二次流通の海外展開」「エンターテインメント領域の課題解決の一元的サポート」「データとAIを活用したトラベル（インバウンド）プラットフォームの構築」の実現を目指しております。Eコマース事業セグメントにおいては、クロスボーダー部門の前年同期からの大幅増益及び、バリューサイクル部門の戦略見直しによるコスト削減によって、前年同期の126,396千円の営業損失から、216,795千円の営業利益となりました。また、インキュベーション事業セグメントにおいては2020年3月末までに2019年3月末時点の営業投資有価証券含み益の20%（約43億円）の投資回収を行いポートフォリオの入れ替えを図るという方針のもとに、当社および当社の連結子会社が保有する営業投資有価証券の一部を売却し、前連結会計年度の下半期に約20億円、当第1四半期連結累計期間に約27億円の営業投資有価証券の売却益を計上しました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は8,129,205千円（前年同期比53.1%増）、営業利益は2,366,612千円（前年同期は営業損失314,181千円）、経常利益は2,367,991千円（前年同期は経常損失288,634千円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,594,594千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失200,621千円）となりました。

なお、当社が経営指標として重視している流通総額（国内外における商品流通額）につきましては、当第1四半期連結累計期間で111億円（今期の計画は510億円）となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

Eコマース事業

1-1 クロスボーダー部門

「海外転送・代理購入事業（FROM JAPAN）」におきましては、株式会社メルカリと業務提携し、代理購入サービス「Buyee」が翻訳・海外発送・お問い合わせ対応などをサポートすることで、「メルカリ」に出品された商品が世界100以上の国・地域のお客さまに販売可能となりました。さらに、戦略的重点エリアのひとつである台湾におけるコンビニ受け取り利用時の手数料の見直しを行い、圧倒的安さを追求することでお客さまの満足度向上に努めました。また、代理購入手数料の無料キャンペーンなどの販売促進施策を効率的に実施した結果、当第1四半期連結累計期間の流通総額、売上高、営業利益は好調に推移しました。

「グローバルショッピング事業（TO JAPAN）」におきましては、継続的なSEO施策やお客さまに合わせたマーケティングの実施により売上高の向上を図るとともに、自動化の推進や物流の見直しによる利益体質の強化を積極的に行いました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,231,162千円（前年同期比5.8%増）、営業利益は282,770千円（前年同期比201.0%増）となりました。

1-2 バリューサイクル部門

「ネット買取販売事業」におきましては、買取面では広告手法の見直しを行い、これまで投下費用の比率が高かったマス広告からターゲティング広告へシフトし、広告宣伝費の費用対効果の改善を図った結果、買取金額、売上高は前年同期比では減少したものの、営業損失は大幅に改善しました。また、当社はネット買取販売事業ブランドを運営する株式会社デファクトスタンダードを、2020年1月14日をもって簡易株式交換により完全子会社化し、当社グループ全体の経営資源の徹底活用、長期的な視点による事業戦略の策定、迅速な意思決定の実現により、同社の再成長による企業価値の増加を図っております。（詳細は2019年11月21日当社発表の「BEENOS株式会社による株式会社デファクトスタンダードの簡易株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご覧ください。）

「酒類の買取販売事業」におきましては、買取価格を業界最高値とする基本方針を継続したことで、買取申し込み件数が増加しております。また、一般的にはオークションサイトでしか流通されないような高級酒・希少酒を、「今すぐほしい」「競りは手間に感じる」という多くのお客さまの声に応えるため、ワンプライスで販売する酒類ECサイト「moment」をオープンしました。また、当社グループのtenso株式会社が運営する代理購入サービス「Buyee」とシステム連携することで、これらのニーズが高い海外のお客さまにも便利に購入いただけるようになりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,148,677千円（前年同期比6.1%減）、営業損失は27,607千円（前年同期は営業損失229,923千円）となりました。

1-3 リテール・ライセンス部門

「グローバルプロダクト事業」では、2018年7月に販売開始したポケモンコスメシリーズは、WEBやSNSでも広く拡散され、全国のバラエティショップのほか空港などでも販売をしており、訪日観光客にも好評をいただき、シリーズ累計100万個を突破しました。また、フレグランスボディケアブランドSWATi（スワティー）では、ポップアップの展開や、商品取扱店舗の拡充を行いブランド認知の拡大に努めました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は864,504千円（前年同期比10.7%増）、営業損失は38,367千円（前年同期は営業利益9,578千円）となりました。

Eコマース事業全体では、当第1四半期連結累計期間の売上高は5,244,344千円（前年同期比1.0%減）、営業利益は216,795千円（前年同期は営業損失126,396千円）となりました。

インキュベーション事業

「投資育成事業」におきましては、新興国のオンラインマーケットプレイス企業やオンライン決済企業への投資と、日本国内のインバウンド消費関連市場のスタートアップ企業への投資を進めており、投資先の事業進捗に合わせて、適時適切なタイミングで投資回収も図っております。当第1四半期連結累計期間においては、リアルタイムのビッグデータから人工知能技術を活用することで、ホテル、レンタカー、駐車場等の業界向けの需要予測やダイナミックプライシング事業の展開や、宿泊事業者に特化した管理ツールの提供、ニュース配信を行っているメトロエンジン株式会社への追加出資を行いました。

「新規事業」におきましては、「エンターテインメント」「インバウンド」の事業ドメインにおいて「エンターテインメント領域の課題解決の一元的サポート」「データとAIを活用したトラベル（インバウンド）プラットフォームの構築」の実現に向けた新規事業の創造に積極的に取り組んでおり、2019年11月には、ライブ会場でのイベントグッズ販売所や飲食店などの商品を並ばなくても手に入れることができるSaaS型モバイルオーダー・決済サービス「narabee(ナラビー)」の提供を開始しました。さらに、台湾最大級の訪日旅行メディアサイト「旅行酒吧（トラベルバー）」の事業を譲受けインバウンド事業に参入するための子会社BEENOS Travel株式会社を設立いたしました。

また、2019年10月には、台湾・東南アジアの最大級ECモール「Shopee」と業務連携し、Shopeeのパートナーとして日本企業のShopee出店をサポートすることで、海外販売を増やし日本企業の可能性を広げる機会を提供するとともに、海外企業との連携も視野に入れ、海外販売における市場の拡大を図っております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,913,932千円（前年同期は売上高14,980千円）、営業利益は2,445,973千円（前年同期は営業損失87,125千円）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末と比べ958,661千円増加し、19,769,947千円となりました。

内訳といたしましては、流動資産合計が17,365,771千円となり、前連結会計年度末と比べ958,455千円の増加となりました。その主な要因は、増加要因としては、現金及び預金2,153,074千円、未収入金489,159千円、営業投資有価証券107,373千円の増加であり、減少要因としては、受取手形及び売掛金1,920,224千円の減少であります。

また、固定資産合計は、2,404,175千円となり、前連結会計年度末と比べ205千円の増加となりました。その主な要因は、増加要因としては、投資有価証券140,271千円の増加であり、減少要因としては、繰延税金資産106,499千円の減少であります。

負債

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は8,171,156千円となり、前連結会計年度末と比べ468,659千円の減少となりました。

内訳といたしましては、流動負債合計が7,599,426千円となり、前連結会計年度末と比べ559,665千円の減少となりました。その主な要因は、増加要因としては、預り金405,297千円、未払法人税等402,537千円の増加であり、減少要因としては、短期借入金900,000千円、未払金450,358千円、支払手形及び買掛金135,603千円の減少であります。

また、固定負債合計は、571,730千円となり、前連結会計年度末と比べ91,006千円の増加となりました。その主な要因は、繰延税金負債90,589千円の増加であります。

純資産

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は11,598,790千円となり、前連結会計年度末と比べ1,427,320千円の増加となりました。その主な要因は、利益剰余金1,379,748千円の増加であります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年11月21日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社である株式会社デファクトスタンダードを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。

詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,000,000
計	45,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,332,600	13,335,995	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	12,332,600	13,335,995		

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2020年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 2020年1月14日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社デファクトスタンダードを株式交換完全子会社とする株式交換(交換比率1:0.29)を行いました。これにより、発行済株式総数は1,003,395株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年12月31日		12,332,600		2,775,840		514,125

- (注) 2020年1月14日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社デファクトスタンダードを株式交換完全子会社とする株式交換(交換比率1:0.29)を行いました。これにより、発行済株式総数は1,003,395株増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 396,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,933,200	119,332	
単元未満株式	普通株式 2,700		
発行済株式総数	12,332,600		
総株主の議決権		119,332	

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) BEENOS株式会社	東京都品川区北品川 四丁目7番35号	396,700		396,700	3.22
計		396,700		396,700	3.22

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,175,775	7,328,850
受取手形及び売掛金	2,527,865	607,641
営業投資有価証券	¹ 4,176,825	¹ 4,284,199
商品	2,689,382	2,784,935
未収入金	862,433	1,351,592
その他	975,034	1,008,553
流動資産合計	16,407,315	17,365,771
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	603,067	603,236
減価償却累計額	256,794	269,383
建物及び構築物(純額)	346,272	333,853
車両運搬具	9,614	9,628
減価償却累計額	7,753	8,014
車両運搬具(純額)	1,861	1,613
工具、器具及び備品	192,338	197,882
減価償却累計額	122,589	128,391
工具、器具及び備品(純額)	69,748	69,491
有形固定資産合計	417,882	404,957
無形固定資産		
のれん	303,842	283,066
その他	150,753	153,973
無形固定資産合計	454,596	437,040
投資その他の資産		
投資有価証券	887,065	1,027,336
繰延税金資産	215,992	109,492
その他	428,433	425,348
投資その他の資産合計	1,531,491	1,562,177
固定資産合計	2,403,970	2,404,175
資産合計	18,811,286	19,769,947

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	384,508	248,905
短期借入金	2 3,550,000	2 2,650,000
未払金	2,956,824	2,506,466
預り金	714,796	1,120,094
未払法人税等	89,157	491,694
その他	463,805	582,265
流動負債合計	8,159,091	7,599,426
固定負債		
繰延税金負債	287,680	378,270
資産除去債務	193,043	193,459
固定負債合計	480,724	571,730
負債合計	8,639,815	8,171,156
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,775,840	2,775,840
資本剰余金	2,542,577	2,542,577
利益剰余金	3,966,442	5,346,191
自己株式	567,835	567,835
株主資本合計	8,717,025	10,096,774
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	314,461	270,244
為替換算調整勘定	109,571	131,608
その他の包括利益累計額合計	204,890	138,636
新株予約権	46,677	47,840
非支配株主持分	1,612,657	1,592,812
純資産合計	10,171,470	11,598,790
負債純資産合計	18,811,286	19,769,947

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年10月1日 至2018年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年10月1日 至2019年12月31日)
売上高	5,309,337	8,129,205
売上原価	2,793,368	3,053,395
売上総利益	2,515,969	5,075,810
販売費及び一般管理費	2,830,150	2,709,197
営業利益又は営業損失()	314,181	2,366,612
営業外収益		
受取利息	28	10
為替差益	3,907	-
持分法による投資利益	19,936	390
助成金収入	2,621	2,706
投資事業組合運用益	-	68,632
その他	8,907	16,359
営業外収益合計	35,401	88,100
営業外費用		
支払利息	3,456	2,512
為替差損	-	3,450
支払手数料	819	80,415
投資事業組合運用損	5,308	-
その他	270	342
営業外費用合計	9,854	86,721
経常利益又は経常損失()	288,634	2,367,991
特別利益		
新株予約権戻入益	-	5,200
特別利益合計	-	5,200
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	288,634	2,373,191
法人税、住民税及び事業税	7,222	600,563
法人税等調整額	25,515	197,879
法人税等合計	18,292	798,443
四半期純利益又は四半期純損失()	270,341	1,574,748
非支配株主に帰属する四半期純損失()	69,719	19,845
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	200,621	1,594,594

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年10月1日 至2018年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年10月1日 至2019年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	270,341	1,574,748
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	61,773	44,145
為替換算調整勘定	87,248	21,499
持分法適用会社に対する持分相当額	5,059	609
その他の包括利益合計	154,081	66,253
四半期包括利益	424,422	1,641,002
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	354,703	1,660,848
非支配株主に係る四半期包括利益	69,719	19,845

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、新たに設立したBEENOS Travel株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 資産から直接控除した営業投資有価証券に対する投資損失引当金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
営業投資有価証券	85,016千円	43,427千円

2. 当社及び連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
当座貸越極度額の総額	6,012,900千円	6,045,100千円
借入実行高	3,550,000	2,650,000
差引額	2,462,900	3,395,100

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	26,077千円	30,657千円
のれんの償却額	23,342	20,776

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年11月22日 取締役会	普通株式	158,637	13.00	2018年9月30日	2018年12月7日	資本剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年11月20日 取締役会	普通株式	214,845	18	2019年9月30日	2019年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	Eコマース事業				インキュ ベーション 事業	合計		
	クロス ボーダー 部門	バリュー サイクル 部門	リテール・ ライセンス 部門	小計				
売上高								
外部顧客への 売上高	1,160,567	3,353,146	780,643	5,294,357	14,980	5,309,337		5,309,337
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,797		647	3,445		3,445	3,445	
計	1,163,365	3,353,146	781,290	5,297,802	14,980	5,312,783	3,445	5,309,337
セグメント利益 又は損失()	93,949	229,923	9,578	126,396	87,125	213,521	100,659	314,181

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 100,659千円には、セグメント間取引の消去 391,529千円、各報告セグメントに配分していない全社収益482,117千円及び全社費用 191,247千円が含まれております。全社収益は、主にグループ会社からの受取手数料であります。全社費用は、主に当社におけるグループ管理に係る費用であります。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	Eコマース事業				インキュ ベーション 事業	合計		
	クロス ボーダー 部門	バリュー サイクル 部門	リテール・ ライセンス 部門	小計				
売上高								
外部顧客への 売上高	1,223,387	3,148,677	864,422	5,236,486	2,892,718	8,129,205		8,129,205
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	7,775		82	7,857	21,213	29,071	29,071	
計	1,231,162	3,148,677	864,504	5,244,344	2,913,932	8,158,276	29,071	8,129,205
セグメント利益 又は損失()	282,770	27,607	38,367	216,795	2,445,973	2,662,768	296,155	2,366,612

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 296,155千円には、セグメント間取引の消去6,158千円、各報告セグメントに配分していない全社収益100,796千円及び全社費用 403,110千円が含まれております。全社収益は、主にグループ会社からの受取手数料であります。全社費用は、主に当社におけるグループ管理に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	16円46銭	133円60銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	200,621	1,594,594
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	200,621	1,594,594
普通株式の期中平均株式数(株)	12,185,672	11,935,853
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。また、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

(株式交換による完全子会社化)

当社は、2020年1月14日において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社である株式会社デファクトスタンダード(以下「デファクト社」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施いたしました。

なお、本株式交換の効力発生日に先立ち、デファクト社の普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第一部において2020年1月9日に上場廃止(最終売買日は2020年1月8日)しております。

当該企業結合の概要は以下のとおりであります。

1 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社デファクトスタンダード

事業の内容 ブランド品・アパレル買取販売事業

(2) 企業結合を行う主な理由

両社の経営資源のより迅速、かつ、円滑な相互活用を可能とする体制を構築し、グループ全体としての投資・事業戦略をスピーディに実施することが可能となることで、デファクト社の企業価値の更なる向上、ひいては当社グループ全体の企業価値の更なる向上が期待できるという認識を共有するに至りました。

また、完全子会社化によりもたらされる企業価値の向上をデファクト社の株主の皆様にも享受いただくためにも、現金を対価として交付する方法ではなく、当社の株式を対価として交付する本株式交換の方法により、デファクト社の少数株主の皆様にも本株式交換後も引き続き当社の株主となっていくことが最適な選択であるという認識を共有するに至ったことから、2019年11月21日開催の両社の取締役会において、本株式交換を行うことを決議し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

- (3) 企業結合日
2020年1月14日
- (4) 企業結合の法的形式
株式交換
- (5) 結合後企業の名称
変更はありません。
- (6) 取得後の議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が本株式交換によりデファクト社の議決権の100%を取得し、デファクト社が完全子会社となることによるものであります。

2 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

- (1) 株式の種類別の交換比率
デファクト社の普通株式1株に対して、新たに発行した当社の普通株式0.29株を割当交付いたしました。
- (2) 株式交換比率の算定方法
当社及びデファクト社は、上記の交換比率その他、本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、当社は大和証券株式会社を、デファクト社は株式会社AGSコンサルティングを、それぞれ両社から独立した第三者算定機関として選定し、また、当社は西村あさひ法律事務所を、デファクト社はシティニューワ法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。
当社およびデファクト社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれの財務状況、業績動向、株価動向、上場親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例における株式交換比率に付与されたプレミアムの水準等を勘案し、協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であると判断いたしました。
- (3) 交付した株式数
1,003,395株

3 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に定める共通支配下の取引等に該当し、これに基づく会計処理を実施する予定であります。

（新株予約権の発行）

当社は、2020年2月6日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社及び当社子会者の取締役、執行役員及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしました。

発行する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

第12回新株予約権（2020年2月6日取締役会決議）

決議年月日	2020年2月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社執行役員 5 当社従業員 1 子会社取締役 8 子会社執行役員 5
新株予約権の数(個)	14,180
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,418,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	2020年2月25日～2030年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権の行使の条件
 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 新株予約権の譲渡に関する事項
 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

第13回新株予約権（2020年2月6日取締役会決議）

決議年月日	2020年2月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社および子会社従業員 271
新株予約権の数(個)	2,728
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 272,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	2020年2月7日～2030年2月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

2 【その他】

2019年11月20日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額	214,845千円
(ロ) 1株当たりの金額	18円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日	2019年12月6日

(注) 2019年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月12日

BEENOS株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	哲	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠	塚	伸	一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているBEENOS株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、BEENOS株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。